

相続問題Q&A



法的トラブルでお困りの方
 迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル お な や み な し
0570-078374

全国どこからでもお問合せを受け付けています。
 平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)
 ※[0570]はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、
 3分9.35円(税込)で通話することができます。
 ※IP電話やプリペイド携帯からは、03-6745-5600にお電話ください。
 ※ホームページでは、チャットでのお問合せや、メール専用入力
 フォームにてメールでのお問合せも受け付けています。

法テラスは国が設立した公的な法人です。
 法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

言書は遺言をする目的や状況によってその種類を使い分けることができます。遺言書の種類と特徴は以下のとおりです。

・**自筆(じひつ)証書遺言** 遺言をする人(遺言者)が遺言の全文、日付、氏名を自書(手書き)し、押印する方式の遺言です。日付や氏名の記載がないもの、代筆してもらったもの、パソコンで作成したものなどは無効です。ただし、民法の改正により、平成31年(2019年)1月13日以降は、自筆証書遺言に添付する**財産目録**については、パソコンで作成することもでき、遺言者以外の方が作成することができます。また、書式は自由なので、例えば、土地について登記事項証明書を財産目録として添付することや、預貯金について通帳の写しを添付することもできます(ただし、**各頁に遺言者本人の署名押印**が必要です)。

・**公正証書遺言** 遺言者が、2人以上の証人の立会いの下で遺言の趣旨を**公証人**に述べ、公証人がこれを筆記し、その内容を読み聞かせ、全員が署名押印して作成します。令和7年(2025年)10月1日から、公正証書の作成手続がデジタル化され、公証役場に行かずに、ウェブ会議を利用し、電子データにより公正証書遺言を作成(電子サインとなり押印は不要)できるようになりました。公正証書遺言は公証人の関与がなければ作成できないため、詳しい手続は公証役場にお問い合わせください。

・**秘密証書遺言** 遺言の内容を記載した文書(自筆でなくても可)に遺言者が署名押印して、封筒に入れ、遺言書に用いた印で封筒し、これを公証人1人及び証人2人以上の前に提出して作成します。遺言の内容を誰にも知られたくない場合などに利用されます。

自筆証書遺言(※)と秘密証書遺言は、相続開始(遺言者の死亡)後、家庭裁判所で**検認手続**を経る必要があります。ご自身で開封すると、過料に処せられる可能性があるため注意が必要です。検認をしていない遺言書で不動産の相続登記はできません。公正証書遺言では検認の必要はなく、そのまま登記申請に使うことができます。預金口座の解約や変更も同様です。

※ 令和2年(2020年)7月10日以降、自筆証書遺言を、法務局(遺言書保管所)に保管申請をして保管した場合、家庭裁判所での検認手続は不要となりました。自筆証書遺言書保管制度については、法務局にお問い合わせください。

Q8 父が残した遺言書に「財産は全て妻に相続させる」と書かれていました。子の私には何の権利もないのでしょうか?

一部の法定相続人には、**遺留分**(いりゅうぶん)が認められます。遺留分とは、被相続人の遺言の内容に関わらず特定の法定相続人(具体的には配偶者、子、父母とその代襲相続人)に遺産の一部を取得することができるように法律で定められた権利です。一方、法定相続人でも**兄弟姉妹には遺留分はありません。また、相続放棄をした人にも遺留分はありません。**

父母、祖父母等の直系尊属のみが遺留分のある相続人(**遺留分権利者**)となる場合、遺留分は遺産全体の3分の1、その他の場合は遺産全体の2分の1となります。遺留分権利者が2人以上いるときは、遺留分権利者の間で、上記の遺留分の割合によって算出された額を各自の法定相続分にに応じて分け合うこととなります。

遺留分権利者は、遺留分を侵害するような遺言に従って相続をした相続人や遺贈を受けた人(**受遺者**)に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます(**遺留分侵害額請求権**)。特定の相続人に「全部相続させる」との記載のある遺言書は、遺留分を侵害している場合が多いため、遺言書を作成するときにも注意が必要です。

遺留分侵害額請求権は、相続の開始及び遺留分が侵害されている事情があることを知った後1年、又は相続が開始した後10年経つと行使することができなくなりますので注意が必要です。

Q9 相続放棄をしたら生命保険金は受け取れないのでしょうか?

あなたが生命保険金の受取人に指定されている場合、相続放棄とは無関係に受取人として保険金請求を行うことができます。

しかし、受取人が単に「相続人」とだけ指定されていた場合、相続放棄した人は相続人ではないため保険金が受け取れないのではないか、という問題があります。一般的には、受取人を指定した時点で相続人となる可能性のある人を受取人とする趣旨だと考えられますので、相続開始後に相続人でなくなったとしても、生命保険金を受け取る権利は失われないと考えられます。ただし、個別の契約内容にもよりますので確認が必要です。

他方、共済・簡易保険等で、満期金の受取人が被相続人自身という場合があります。この場合、満期金は相続財産となりますので、相続放棄をした人は受け取る権利はありません。

Q1 夫が遺言書を残さず他界しました。家族は私(妻)と2人の子です。相続手続のために何をすればよいのでしょうか?

相続手続では、相続をする**相続人と相続財産の範囲**を確定することが必要です。

遺言書で相続人を指定していない場合には、**法定相続人**(Q2参照)が相続するのが原則です。あなた(配偶者)と2人の子は法定相続人に該当しますが、生前に養子縁組をした**養子、認知した子**等も法定相続人に含まれますので、亡くなった方(被相続人)の出生から死亡に至るまでの戸籍を調べる必要があります。市区町村の戸籍の窓口で相談するとよいでしょう。なお、令和6年(2024年)3月1日から、お住まいの市区町村の窓口で遠方の市区町村であっても戸籍全部事項証明書等の交付を求めることができるようになりました。

また、相続財産の範囲は、被相続人の財産に属する一切の権利義務です。プラスの財産のみでなくマイナスの財産も相続の対象となります。詳しくはQ3をご覧ください。

Q2 法定相続人、法定相続分について教えてください。

法定相続人とは、法律(民法)で定められた相続人のことです。また、**法定相続分**とは、法律で定められた相続分のことです。法律上定められている相続の順位は、次表のとおりです。

相続順位	法定相続人と法定相続分			
①	配偶者	2分の1	子	2分の1
②	配偶者	3分の2	父母	3分の1
③	配偶者	4分の3	兄弟姉妹	4分の1

※ 子、父母、兄弟姉妹が複数のときは、法定相続分をさらに頭数で等分します。ただし、被相続人と父母の一方を異にする兄弟姉妹の相続分は、他の兄弟姉妹の2分の1になります。

※ 昭和55年(1980年)12月31日以前に開始した相続については、異なる法定相続分が適用されます。

被相続人の配偶者は、常に法定相続人になります。

第一順位(①)として、配偶者とともに被相続人の子が法定相続人になり、子が被相続人より先に亡くなっている場合などは、孫が子に代わって相続人となります(**代襲相続**)。

第一順位の者がいない場合などは、第二順位(②)として、被相続人の父母(父母が死亡しているときは祖父母、祖父母

も死亡しているときは曾祖父母)が法定相続人となります。

被相続人の父母・祖父母・曾祖父母が死亡している場合などは、第三順位(③)として、被相続人の兄弟姉妹が法定相続人になります。なお、兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合などは、兄弟姉妹の子が相続人となります(代襲相続)。

Q3 相続財産には借金も含まれるのですか? 借金が高額で相続するメリットがない場合も相続しなければなりませんか?

相続財産には、借金等のマイナスの財産も含まれます。相続は、被相続人の財産を**全体として引き継ぐ制度**ですから、プラスの財産や一部の財産のみ選択して相続することはできません。

プラスの財産よりマイナスの財産が多く、相続をする経済的メリットが無いような場合には、**相続放棄**をして、すべての相続財産の承継を拒否することで、マイナスの財産を負わないことができます。また、プラスの財産の限度でマイナスの財産を負担する**限定承認**という手続もあります。

コラム:相続放棄・限定承認ができなくなる!?

相続放棄は、文字どおり相続をすべて放棄する手続です。これによってマイナスの財産の相続を回避できますが、相続放棄は原則として(相続があったことを知ったときから)3か月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。また、原則として、相続財産を一部でも使ってしまうと相続放棄ができなくなりますので注意が必要です。限定承認の場合も同じく、申述期間の制限等があります。相続放棄や限定承認の可能性がある場合には、相続の開始を知った時点で相続財産に手を付けず、速やかに専門家に相談することをお勧めします。

Q4 兄弟の間で相続財産の分割方法について争いがある場合は、どうしたらよいですか?

遺言書が無く、相続人同士の話し合いも進まない場合には、家庭裁判所に**遺産分割調停**を申し立てることが考えられます。調停は裁判所という第三者を入れた話し合いです。当事者同士が直接話し合う場合に比べて感情的な対立を緩和したり、問題点の整理を手伝ってもらえたりします。それでも話し合いがつかない場合には、**遺産分割審判**によって、裁判所に分割方法を判断してもらうという方法もあります。

Q5 「寄与分」とは、何ですか?

寄与分とは、被相続人の財産の維持・増加に**特別の貢献**をした相続人に認められる権利です。**貢献の程度**に応じて、法定相続分とは別に相続財産の一部を取得できますが、特別の貢献があったかどうか、貢献の程度はどのくらいか、という評価は単純ではありません。相続人同士の話し合いで決められない場合は、家庭裁判所の調停又は審判を利用することになります。

寄与分の認定は、個別の事情ごとに大きく異なりますので、寄与分が問題になりそうな場合には、専門家の助言を得ておくとい良いでしょう。

なお、寄与分とは異なりますが、民法の改正によって、相続人ではない親族が無償で被相続人を介護していたことなどで、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与があると評価された場合には、相続人に対し、寄与に相当する金銭(特別寄与料)を請求することもできるようになりました。

Q6 「特別受益」とは、何ですか?

特別受益とは、特定の相続人が被相続人から遺贈や生前贈与の形で、婚姻や生計の資本等として譲り受けた財産(経済的利益)のことです。具体例としては、被相続人からの結婚の支度金や住宅購入の際の援助等が挙げられます。

被相続人から特別受益にあたる財産を譲り受けた相続人(**特別受益者**)がいる場合、その額を相続開始時の相続財産全体の評価額に加算して(**持戻し**)法定相続分を計算し、その法定相続分から特別受益分が差し引かれます。特別受益の額が、こうして計算された法定相続分を超えている場合には、特別受益者は相続による新たな配分を求めることができません。特別受益について話し合いがまとまらない場合は、遺産分割の調停、審判において解決することになります。

Q7 遺言書を作るときに注意しなければならないことを教えてください。

遺言書の作成方法は法律で決められていて、必要な要件を満たさない遺言書は無効になるため注意が必要です。遺